

## 「いじめをしない・させない・ゆるさない ～武蔵野の子どもたちの願い～」について

- いじめのこと 一人で悩まず打ち明けよう
- 君が動けば周りも変わる
- いじめは周りの人が止められる
- 言われたらうれしい
  - 「だいじょうぶ」
  - 「やさしいね」
  - 「ありがとう」
- いじめじゃなくて笑顔を増やそう
- 絶対にいじめを見逃しません



武蔵野市及び武蔵野市教育委員会では、いじめ防止対策推進法(平成25年 法律第71号)(以下、推進法)第12条に示された「地方いじめ防止基本方針」を策定するに当たり、大人が考えた方針だけではなく、子どもたち自身が自ら主体的に考えた言葉を盛り込みたいと考えました。そこで、市立小・中学校の様々な活動の中から出てきた意見や考えを、市のいじめ防止基本方針と併記するとともに、いつでも目につくところに掲示できるような形でまとめています。

また、平成26年7月の市のいじめ防止基本方針の策定以降、いじめの問題を風化させず、常に子どもたちが意識していくことができるよう、定期的にいじめ防止に関する各学校の活動から出てきた意見や考えを募り、「子どもたちの願い」を更新しています。

## 「武蔵野市いじめ防止基本方針」について

**武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に取り組めます。**

武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、いじめは、全ての子どもたちに起こりうる重大な人権侵害であることを認識し、人権擁護推進審議会答申(平成11年7月29日)に示された「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえるものである」という人権尊重の理念に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応に取り組めます。

なお、この基本方針において、「学校」とは市立小・中学校、「子どもたち」とは市立小・中学校に在籍する児童・生徒を指しますが、必要に応じて就学前教育や高等学校等とも連携して取り組めます。

## 1 いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、全ての子どもたちに関する問題です。子どもも大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に認識し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携していじめの防止等を推進します。

### (1) いじめの定義

いじめとは、推進法第2条に示された「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

### (2) いじめの禁止

推進法第4条に基づき、いじめは、人として絶対に許されない行為であり、全ての子どもたちは、いじめを行ってはいけないということを指導します。

### (3) いじめの防止等に関する連携

いじめの防止等を推進するために、武蔵野市の各部、武蔵野市教育委員会の連携をより一層強化するとともに、学校、家庭、地域及び関係機関がいじめ問題に関する意見交換や情報交換を行う「武蔵野市いじめ問題関係者連絡会議」を設置します。

#### 【武蔵野市いじめ問題関係者連絡会議】（年1回開催）

目的 いじめの根絶のためには、学校のみならず、学校、家庭、地域及び関係機関との緊密な連携・協力体制の充実が今後益々重要になる。そのため、本市におけるいじめの未然防止や早期解決へ向け、関係者が一堂に会し、いじめ問題に対する具体的な対応策・改善策に関する意見交換や情報交換を行うことにより、全市的な行動連携を深めることを目的とする。

参加者 市長部局、教育委員会事務局、小・中学校、保護者、警察、児童相談所、青少年問題協議会、民生・児童委員、市民社会福祉協議会 等

## 2 子どもたちが、安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。

### (1) 学校いじめ防止基本方針と対策のための組織

小・中学校においては、各学校の実態に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のために具体的な取組を行う組織を設置します。また、必要に応じて、指導主事、教育支援センター、警察、児童相談所及び子ども家庭支援センター等の専門家と連携を図っていきます。

重大な事態が発生した場合は、武蔵野市、武蔵野市教育委員会の指示のもと、迅速かつ確実に対応します。

### (2) いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応

道徳教育や人権教育、児童会・生徒会活動などを中心に、子どもたちが主体的にいじめについて考えたり、いじめの防止を訴えたりするような取組を推進し、いじめは絶対に許さないという意識を醸成します。

また、教育委員会として、年3回のふれあい月間、9月のいじめ防止月間などの取組時に、いじめ問題も含めた学校生活に関する定期的なアンケートや相談体制を整え、いじめの早期発見に努めます。

そして、学校がいじめを認識した場合は、いじめを受けた子どもの安全・安心を第一に考え、関係した子どもたちへの指導、保護者への支援及び関係機関への相談など具体的な取組を行います。

### 3 あらゆる機会を通して、子どもたちの健全育成を図るとともに、相談機能を一層充実させ、子どもたちの安全・安心を確保します。

#### (1) 健全育成の取組と相談体制の充実

小・中学校においては、学校教育全体を通じて、生活指導、教育相談等の取組を中心に、家庭、地域及び関係機関とも連携し、子どもたちの健全育成を図ります。特に、東京都のスクールカウンセラーと武蔵野市の派遣相談員を各学校にそれぞれ一人ずつ配置し、きめ細かな相談体制の充実を推進します。また、武蔵野市教育支援センターにいじめに関する電話相談窓口を設置するとともに、国や東京都の相談窓口についても周知していきます。

### 4 いじめは絶対に許されない行為であること、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であることなど、子どもたちのいじめ問題への理解を深めます。

#### (1) いじめ問題に関する理解

子どもたちがいじめについて深く考え、いじめの未然防止の重要性を理解するために、道徳の授業をはじめ、学校の学習活動の中で展開される人権教育など様々な機会を通じて、「いじめは絶対に許されない行為であること」、「いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であること」など、子どもたち自身の自覚を促します。

#### (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

高度に情報化された現代社会において、携帯電話やインターネットは、子どもたちの生活にも大きく関わっています。これらの機器の望ましい活用方法とともに、セーフティ教室などの取組を通して、携帯電話やネット上で展開されるいじめを防止し、対処できるよう情報モラル教育の充実を図ります。

### 5 子どもたちが、いじめ問題を自らの問題であると受け止め、いじめ問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むとともに、心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現できるよう支援します。

#### (1) いじめ問題に関する子どもたちの主体的な取組の推進

いじめは、どこにでも、だれにでも起こり得る問題です。このいじめ問題を、子どもたち自身が自らの問題であると考え、自分たちの取組で解決しようという意識を醸成します。例えば、学級でいじめ問題について話し合ったり、児童会や生徒会などでいじめ防止に関する取組を行ったりするなど、主体的な活動を推進します。

#### (2) 学校生活への適応と豊かな体験活動の充実

いじめが起きる背景には様々な要素があります。学校生活への不適応や限られた人間関係、体験活動の不足もその一つと考えられます。小・中学校においては、子どもたちが様々な体験を通して心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を送れるように支援していきます。

例えば、就学前教育との円滑な接続を意識した小学校入門期の指導や、小学校4年生で行う「1/2 成人式」など今までの自己の振り返りや将来への希望などを考える指導、中学校1年生での「武蔵野ガイダンスプログラム」の活用など、具体的な取組を通して学校生活への適応を図ります。また、セカンドスクール、職場体験などの取組の中で、豊かな自然体験活動や社会体験活動を充実させ、人と人が関わり合って生きるためのコミュニケーション力を育成していきます。

